

ICT活用工事（ICT土工等）試行要領

（趣旨）

第1条 この要領は、鹿児島県土木部が所管する建設工事において、「ICT活用工事」を試行するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 建設業界においては、生産年齢人口が減少することが予想されている中で、生産性向上は避けられない課題となっていることから、建設現場における一人一人の生産性の向上と企業の経営環境の改善により、魅力ある現場づくりと安全性の確保を推進することを目的とする。

（ICT活用工事）

第3条 ICT活用工事とは、次に示す①～⑤の施工プロセスにおいてICT施工技術を活用する工事とするが、各施工プロセスにおける具体的内容については工種毎に定めるものとする。

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ ICT建設機械による施工
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

（対象工事）

第4条 ICT活用工事の対象は、工事工種体系ツリーにおける、次に示す工種に該当する工事とする。

従来施工において、土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び規格値）を適用しない工事及び災害復旧工事は適用対象外とする。

（1）土工（当該工種のICT活用工事を「ICT土工」という。）

対象は、以下の工種とする。

- ア 河川土工，海岸土工，砂防土工
 - ・掘削工（河床等掘削含む）・盛土工・法面整形工
- イ 道路土工
 - ・掘削工・路体盛土工・路床盛土工・法面整形工

（2）作業土工（床掘）（当該工種のICT活用工事を「ICT作業土工（床掘）」という。）

対象は、ICT土工の工種とする。

また、ICT作業土工（床掘）単独での発注は行わない。

（3）土工1000m³未満（当該工種のICT活用工事を「ICT土工（1000m³未満）」という。）

対象は、以下の工種とする。

- ア 河川土工，海岸土工，砂防土工

- ・掘削工（河床等掘削含む）・盛土工・法面整形工（1,000m³未満）
- イ 道路土工
 - ・掘削工・路体盛土工・路床盛土工・法面整形工（1,000m³未満）
- ウ その他（1箇所あたりの施工規模が1,000m³未満となる土工に付随する場合のみ）
 - ・側溝工（暗渠工）
 - ・暗渠工

（４）小規模土工（当該工種のICT活用工事を「ICT小規模土工」という。）
対象は、以下の工種とする。

- ア 河川土工，海岸土工
 - ・掘削工
- イ 道路土工
 - ・掘削工

（５）法面工（当該工種のICT活用工事を「ICT法面工」という。）
対象は、以下の工種とする。

- ア 植生工
 - ・種子散布・張芝・筋芝・市松芝・植生シート・植生マット・植生筋
 - ・人工張芝・植生穴・植生基材吹付・客土吹付
- イ 吹付工
 - ・コンクリート吹付・モルタル吹付
- ウ 吹付法砕工

（６）舗装工（当該工種のICT活用工事を「ICT舗装工」という。）
対象は、以下の工種とする。

工事区分	工種	種別
・舗装 ・水門	舗装工	・アスファルト舗装工 ・半たわみ性舗装工
・築堤・護岸 ・堤防護岸 ・砂防堰堤	付帯道路工	・排水性舗装工 ・透水性舗装工 ・グースアスファルト舗装工 ・コンクリート舗装工

（７）舗装工（修繕工）（当該工種のICT活用工事を「ICT舗装工（修繕工）」という。）

対象は、以下の工種とする。

工事区分	工種	種別
・道路維持 ・道路修繕 ・橋梁保全工事	舗装工	切削オーバーレイ工 路面切削工

(8) 付帯構造物設置工（当該工種のICT活用工事を「ICT付帯構造物設置工」という。）

対象は、ICT土工またはICT舗装工の対象工事において、以下の工種とする。

また、ICT付帯構造物設置工単独での発注は行わない。

- ア コンクリートブロック工（コンクリートブロック積，コンクリートブロック張，連節ブロック張，天端保護ブロック）
- イ 緑化ブロック工
- ウ 石積（張）工
- エ 側溝工（プレキャストU型側溝，L型側溝，自由勾配側溝）
- オ 暗渠工
- カ 管渠工
- キ 縁石工（縁石・アスカーブ）
- ク 基礎工（護岸）（現場打基礎，プレキャスト基礎）
- ケ 海岸コンクリートブロック工
- コ コンクリート被覆工
- サ 護岸付属物工

(9) 地盤改良工（当該工種のICT活用工事を「ICT地盤改良工」という。）

対象は、以下の工種とする。

- ア 河川土工，海岸土工
 - ・路床安定処理工・表層安定処理工・固結工（中間混合処理）・固結工（スラリー攪拌工）
- イ 道路土工
 - ・路床安定処理工・固結工（中間混合処理）・固結工（スラリー攪拌工）

(10) 河川浚渫工（当該工種のICT活用工事を「ICT河川浚渫工」という。）

対象は、以下の工種とする。

- ア 浚渫工（バックホウ浚渫船）
 - ・浚渫船運転工

(11) 構造物工（橋脚・橋台）（当該工種のICT活用工事を「ICT構造物工（橋脚・橋台）」という。）

対象は、以下の工種とする。

- ア 橋台工
 - ・橋台駆体工
- イ RC橋脚工
 - ・橋脚駆体工

(12) 構造物工（橋梁上部）（当該工種のICT活用工事を「ICT構造物工（橋梁上部）」という。）

対象は、以下の工種とする。

- ア 鋼橋上部
- イ コンクリート橋上部

(13) 基礎工（当該工種のICT活用工事を「ICT基礎工」という。）

対象は、以下の工種とする。

- ア 矢板工
- イ 既製杭工
- ウ 場所打杭工

(14) 擁壁工（当該工種のICT活用工事を「ICT擁壁工」という。）

対象は、以下の工種とする。

- ア 擁壁工

（発注手続）

第5条 ICT活用工事の発注方式は、次の(1)及び(2)によるものとするが、工事内容及びICT施工機器の普及状況等を勘案し決定する。

なお、ICT活用工事として発注していない工事において、受注者からの希望があり、発注者との協議が整った場合は、ICT活用工事として事後設定できるものとし、受注者希望型と同様の取扱いとする。

（1）発注者指定型（ICT土工のみ対象）

発注者指定型は、土工量が10,000m³以上を目安として発注者が設定した工事に適用する。

なお、第3条の①から⑤までの全ての段階において、ICTを全面的に活用することを原則とする。

（2）受注者希望型

受注者希望型は、ICT活用可能工事として発注し、受注者がICTを活用するか判断を行い、活用する場合は発注者と協議し実施できる。

なお、第3条のプロセスの部分的なICT活用を認める。ただし、②、④、⑤は必須とする。（④が該当無しの場合、②、⑤を必須とする）

2 対象工事の発注に当たっては、特記仕様書において条件明示を行うものとする。

（ICT活用工事の実施内容）

第6条 各工種における実施内容は以下のとおりとする。

1 ICT土工

(1) 概要

ICT土工とは、別表1のとおり第3条の①から⑤の段階でICT施工技術を活用する工事である。受注者からの提案・協議により、法面工、付帯構造物設置工、作業土工（床掘）、地盤改良工にICT施工を活用する場合は、第6条の各項を参照すること。

なお、土量が1,000m³未満の場合は「ICT土工（1,000m³未満）」、下記に示す小規模土工については、「ICT小規模土工」によるものとする。

※小規模土工とは、下記の作業内容を対象とする。

- ・ 1箇所当りの施工土量が100m³程度までの掘削、積込み及びそれらに伴う運搬作業
- ・ 1箇所当りの施工土量が100m³程度まで、又は平均施工幅2m未満の床掘り及びそれに伴う埋戻、舗装版破碎積込（舗装厚5cm以内）、運搬作業

(2) 施工プロセスの具体的な内容

ICT施工技術の具体的な内容については、別表2によるものとする。また、準用する基準等は、別表3による。

① 3次元起工測量

起工測量において、3次元測量データを取得するため、別表2の①-1～①-7、①-9から選択（複数以上可）して測量を行うものとする。

起工測量にあたっては、標準的に面計測を実施するものとするが、前工事での3次元納品データが活用できる場合等においては、管理断面及び変化点の計測による測量が選択できるものとし、ICT活用とする。

② 3次元設計データ作成

上記①により計測した測量データと、発注者が貸与する発注図データを用いて、3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。

③ ICT建設機械による施工

上記②により作成した3次元設計データを用い、別表2の③-1～③-4に示すICT施工機械を作業に応じて選択して施工を実施する。

但し、砂防工事など施工現場の環境条件により、第3条の③ICT建設機械による施工が困難となる場合は、従来型建設機械による施工を実施してもICT活用工事とする。

④ 3次元出来形管理等の施工管理

上記③によるICT土工の施工管理において、下記に示す方法により、出来形管理及び品質管理を実施する。

・出来形管理

別表2の④-1～④-8、④-10、④-12から選択（複数以上可）して、出来形管理を行うものとする。

出来形管理にあたっては、標準的に面管理を実施するものとするが、施工現場の環境条件により面的な計測のほか、管理断面及び変化点の計測による出来形管理を選択してもICT活用工事とする。

・品質管理

別表2の④-13を用いた品質管理を行うものとする。

ただし、土質が頻繁に変わりその都度試験施工を行うことが非効率である等、

施工規定による管理そのものがない場合は、適用しなくてもよい。

⑤ 3次元データの納品

上記④による3次元施工管理データを、工事完成図書として電子納品する。

2 ICT作業土工（床掘）

(1) 概要

ICT作業土工（床掘）とは、別表1のとおり第3条の①，②，③，⑤の段階でICT施工技術を活用する工事である。

ただし、平均施工幅2m未満の床掘にあたっては、「ICT小規模土工」によるものとする。

なお、ICT作業土工（床掘）はICT土工の関連工種として実施することとする。

(2) 施工プロセスの具体的な内容

ICT施工技術の具体的な内容については、別表2によるものとする。また、準用する基準等は、別表3による。

① 3次元起工測量

起工測量において、3次元測量データを取得するため、別表2の①-1～①-7，①-9から選択（複数以上可）して測量を行うものとする。

但し、ICT土工等の起工測量データ等を活用することができる。

② 3次元設計データ作成

上記①で計測した測量データと、発注者が貸与する発注図データを用いて、作業土工（床掘）を行うための3次元設計データを作成する。

③ ICT建設機械による施工

上記②で作成した3次元設計データを用い、別表2の③-2，③-4に示す建設機械を作業に応じて選択して施工を実施する。

④ 3次元出来形管理等の施工管理

ICT作業土工（床掘）においては該当無し。

⑤ 3次元データの納品

上記②による3次元設計データを、工事完成図書として電子納品する。

3 ICT土工（1000m³未満）

(1) 概要

ICT土工（1000m³未満）とは、別表1のとおり第3条の①（選択）から⑤の段階でICT施工技術を活用する工事である。

ただし、小規模土工については、「ICT小規模土工」によるものとする。

※小規模土工とは、下記の作業内容を対象とする。

- ・ 1箇所当りの施工土量が100m³程度までの掘削、積込み及びそれらに伴う運搬作業
- ・ 1箇所当りの施工土量が100m³程度まで、又は平均施工幅2m未満の床掘り及びそれに伴う埋戻、舗装版破碎積込（舗装厚5cm以内）、運搬作業

(2) 施工プロセスの具体的な内容

ICT施工技術の具体的な内容については、別表2によるものとする。また、準用する基準等は、別表3による。

① 起工測量（選択）

起工測量において、従来手法による起工測量を原則とするが、3次元測量データを取得するため、別表2の①-1～①-7、①-9から選択（複数以上可）して起工測量を実施してもよい。

② 3次元設計データ作成

上記①で計測した測量データと、発注者が貸与する発注図データを用いて、3次元出来高管理を行うための3次元設計データを作成する。

③ ICT建設機械による施工

上記②で作成した3次元設計データを用い、別表2の③-4に示す建設機械により施工を実施する。

但し、砂防工事など施工現場の環境条件により、第3条の③ICT建設機械による施工が困難となる場合は、従来型建設機械による施工を実施してもICT活用工事とする。

④ 3次元出来高管理等の施工管理

上記③による工事の施工管理において、別表2の④-1～④-10、④-12から選択（複数以上可）して、出来形管理を実施する。

出来形管理にあたっては、標準的に断面管理を実施するものとするが、施工現場の環境条件により面的な計測による出来形管理を選択してもよい。

⑤ 3次元データの納品

上記④による3次元施工管理データを、工事完成図書として電子納品する。

4 ICT小規模土工

(1) 概要

ICT小規模土工とは、別表1のとおり第3条の①、②、③、⑤の段階でICT施工技術を活用する工事である。

※小規模土工とは、下記の作業内容を対象とする。

- ・ 1箇所当りの施工土量が100m³程度までの掘削，積込み及びそれらに伴う運搬作業
- ・ 1箇所当りの施工土量が100m³程度まで，又は平均施工幅2m未満の床掘り及びそれに伴う埋戻，舗装版破碎積込（舗装厚5cm以内），運搬作業
また，適用土質は，土砂（砂質土及び砂，粘性土，レキ質土）とする。
なお，「1箇所当り」とは目的物（構造物・掘削等）1箇所当りのことであり，目的物が連続している場合は，連続している区間を1箇所とする。

(2) 施工プロセスの具体的な内容

ICT施工技術の具体的な内容については，別表2によるものとする。また，準用する基準等は，別表3による。

① 起工測量（選択）

起工測量において，従来手法による起工測量を原則とするが，3次元測量データを取得するため，別表2の①-1～①-7，①-9から選択（複数以上可）して起工測量を実施してもよい。

② 3次元設計データ作成

上記①で計測した測量データと，発注者が貸与する発注図データを用いて，3次元設計データを作成する。

③ ICT建設機械による施工

上記②で作成した3次元設計データを用い，別表2の③-4に示す建設機械により施工を実施する。

但し，施工現場の環境条件により，第3条の③ICT建設機械による施工が困難となる場合は，従来型建設機械による施工を実施してもICT活用工事とする。

④ 3次元出来形管理等の施工管理

基本的には作業土工であるため該当無し

⑤ 3次元データの納品

上記②による3次元設計データを，工事完成図書として電子納品する。

5 ICT法面工

(1) 概要

ICT法面工とは、別表1のとおり第3条の①、②、④、⑤の段階でICT施工技術を活用する工事である。

(2) 施工プロセスの具体的な内容

ICT施工技術の具体的な内容については、別表2によるものとする。また、準用する基準等は、別表3による。

① 3次元起工測量

起工測量において、3次元測量データを取得するため、別表2の①-1～①-7、①-9から選択（複数以上可）して測量を行うものとする。

起工測量にあたっては、施工現場の環境条件により、面的な計測のほか、管理断面及び変化点の計測による測量を選択してもICT活用工事とする。

また、法面工の関連施工としてICT土工が行われる場合、その起工測量データ及び施工用データを活用することができるものとし、ICT活用とする。

② 3次元設計データ作成

上記①で計測した測量データ等と、発注者が貸与する発注図データを用いて、3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。

3次元設計データ作成はICT土工と合わせて行うが、ICT法面工の施工管理においては、3次元設計データ（TIN）形式での作成は必須としない。

現地合わせによる施工を行う法枠工においては、出来形計測時に用いる設計値は従来どおりとし、3次元設計データの作成は必須としない。

③ ICT建設機械による施工

ICT法面工においては該当無し

④ 3次元出来形管理等の施工管理

ICT法面工の施工管理において、下記に示す方法により出来形管理を実施する。

・出来形管理

別表2の④-1～④-8、④-10、④-12から選択（複数以上可）して、出来形管理を行うものとする。

なお、計測装置位置と計測対象箇所との離隔・位置関係により上記のICTを用いた計測においては、精度確保が困難となる箇所や繰り返し計測を行うことが必要となる箇所等も想定される。当該箇所においては、施工段階における出来形計測結果が判る写真・画像データ等と併用するなど、他の計測技術による出来形管理を行っても良いものとし、監督職員と協議すること。

・出来形管理基準および規格値

出来形管理基準および規格値については、現行の基準および規格値を用いる。厚さ管理は本要領の対象外とする。出来形の算出は、上記の計測技術を用いた「3次元計測技術を用いた出来形計測要領」による。

・出来形管理帳票

現行の出来形管理帳票、出来高整理資料を作成する。また、出来形の3次元計測結果が計測（管理）すべき断面上あるいは測線上にあることを示す適用工種の3次元設計データあるいは平面図を提出することとする。

⑤ 3次元データの納品

上記④による3次元施工管理データを，工事完成図書として電子納品する。

6 ICT舗装工

(1) 概要

ICT舗装工とは、別表1のとおり第3条の①から⑤の段階でICT施工技術を活用する工事である。受注者からの提案・協議により、付帯構造物設置工にICT施工を活用する場合は、第6条8項を参照すること。

(2) 施工プロセスの具体的な内容

ICT施工技術の具体的な内容については、別表2によるものとする。また、準用する基準等は、別表3による。

① 3次元起工測量

起工測量において、3次元測量データを取得するため、別表2の①-2～①-4、①-7、①-9から選択（複数以上可）して測量を行うものとする。

起工測量にあたっては、標準的に面計測を実施するものとするが、前工事での3次元納品データが活用できる場合等においては、管理断面及び変化点の計測による測量が選択できるものとし、ICT活用とする。

② 3次元設計データ作成

上記①で計測した測量データと、発注者が貸与する発注図データを用いて、3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。

③ ICT建設機械による施工

上記②で作成した3次元設計データを用い、別表2の③-5に示すICT施工機械により施工を実施する。

但し、施工現場の環境状況により、第3条の③ICT建設機械による施工が困難となる場合は、従来型建設機械による施工を実施してもICT活用工事とする。また、施工は路盤工における不陸整正及び敷均しが対象となる。

④ 3次元出来形管理等の施工管理

上記③による工事の施工管理において、別表2の④-2～④-4、④-7、④-12に示す方法により、出来形管理を実施する。

出来形管理にあたっては、標準的に面管理を実施するものとするが、表層以外については、従来手法（出来形管理基準上で当該基準に基づく管理項目）での管理を実施してもよい。また、施工現場の環境条件により、面的な計測のほか、管理断面及び変化点の計測による測量を選択してもICT活用工事とする。

⑤ 3次元データの納品

上記④による3次元施工管理データを、工事完成図書として電子納品する。

7 ICT舗装工（修繕工）

(1) 概要

ICT舗装工（修繕工）とは、別表1のとおり第3条の①から⑤の段階でICT施工技術を活用する工事である。

(2) 施工プロセスの具体的な内容

ICT施工技術の具体的な内容については、別表2によるものとする。また、準用する基準等は、別表3による。

① 3次元起工測量

起工測量において、3次元測量データを取得するため、別表2の①-2、①-4、①-7、①-9から選択（複数以上可）して測量を行うものとする。

起工測量にあたっては、施工現場の環境条件により、管理断面及び変化点の計測または面的な計測による測量を選択するものとし、ICT活用とする。

② 3次元設計データ作成

上記①で計測した測量データと、発注者が貸与する発注図データを用いて、施工指示に用いる切削計画を作成する。また、3次元出来形管理を行う場合は3次元設計データを作成する。

③ ICT建設機械による施工（施工管理システム）（選択）

上記②で作成した3次元設計データを用い、別表2の③-6に示す建設機械を用いた施工を実施又は従来型建設機械による施工が選択できる。

④ 3次元出来形管理等の施工管理（選択）

上記③による工事の施工管理において、施工管理システムを搭載した建設機械を用いた施工を選択した場合は別表2の④-8に示す方法により出来形管理を実施、従来型建設機械による施工を選択した場合は従来手法による出来形管理を実施する。

⑤ 3次元データの納品

上記①②による3次元データ等及び④において施工を選択した場合、3次元施工管理データを、工事完成図書として電子納品する。

8 ICT付帯構造物設置工

(1) 概要

ICT付帯構造物設置工とは、別表1のとおり第3条の①、②、④、⑤の段階でICT施工技術を活用する工事である。

なお、ICT付帯構造物設置工はICT土工及びICT舗装工の関連工種として実施することとする。

(2) 施工プロセスの具体的な内容

ICT施工技術の具体的な内容については、別表2によるものとする。また、準用する基準等は、別表3による。

① 3次元起工測量

起工測量において、3次元測量データを取得するため、別表2の①-1～①-7、①-9から選択（複数以上可）して測量を行うものとする。

但し、ICT土工等の起工測量データ等を活用することができる。

② 3次元設計データ作成

上記①で計測した測量データ等と、発注者が貸与する発注図データを用いて、3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。

3次元設計データ作成はICT土工と合わせて行うが、ICT付帯構造物設置工の施工管理においては、3次元設計データとして、3次元座標を用いた線形データも活用できる。TIN形式でのデータ作成は必須としない。

③ ICT建設機械による施工

ICT付帯構造物設置工においては該当無し

④ 3次元出来形管理等の施工管理

ICT付帯構造物設置工の施工管理において、下記に示す方法により出来形管理を実施する。

・出来形管理

別表2の④-1～④-4、④-6、④-7、④-12に示す技術から選択（複数以上可）して、出来形管理を行うものとする。

・出来形管理基準及び規格値

出来形管理基準および規格値については、現行の基準および規格値を用いる。

・出来形管理帳票

現行の出来形管理帳票、出来高整理資料を作成する。また、出来形の3次元計測結果が計測（管理）すべき断面上あるいは測線上にあることを示す適用工種の3次元設計データあるいは平面図を提出することとする。

⑤ 3次元データの納品

上記④による3次元施工管理データを、工事完成図書として電子納品する。

9 ICT地盤改良工

(1) 概要

ICT地盤改良工とは、別表1のとおり第3条の①から⑤の段階でICT施工技術を活用する工事である。

(2) 施工プロセスの具体的な内容

ICT施工技術の具体的な内容については、別表2によるものとする。また、準用する基準等は、別表3による。

① 3次元起工測量

起工測量において、3次元測量データを取得するため、別表2の①-1～①-7、①-9から選択（複数以上可）して測量を行うものとする。

起工測量にあたっては、施工現場の環境条件により、面的な計測のほか、管理断面及び変化点の計測による測量を選択してもICT活用とする。

また、地盤改良の関連施工としてICT土工が行われる場合、その起工測量データ及び施工用データを活用することができるものとし、ICT活用とする。

② 3次元設計データ作成

上記①で計測した測量データ等と、発注者が貸与する発注図データを用いて、3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。

なお、ICT地盤改良工の3次元設計データとは、「施工履歴データを用いた出来形管理要領（表層安定処理等・中層地盤改良工事編）（固結工（スラリー攪拌工）編）」で定義する地盤改良設計データのことを言う。

③ ICT建設機械による施工

上記②で作成した3次元設計データを用い、別表2の③-2、③-4、③-7に示す建設機械を作業に応じて選択して施工を実施する。

④ 3次元出来形管理等の施工管理

上記③による工事の施工管理において、別表2の④-8に示す方法により出来形管理を実施する。

⑤ 3次元データの納品

上記④による3次元施工管理データを、工事完成図書として電子納品する。

10 ICT河川浚渫工

(1) 概要

ICT河川浚渫工とは、別表1のとおり第3条の①から⑤の段階でICT施工技術を活用する工事である。

(2) 施工プロセスの具体的な内容

ICT施工技術の具体的な内容については、別表2によるものとする。また、準用する基準等は、別表3による。

① 3次元起工測量

起工測量において、3次元測量データを取得するため、別表2の①-8、①-9から選択（複数以上可）して測量を行うものとする。なお、直近の測量成果等での3次元納品データが活用できる場合等においては、管理断面及び変化点の計測による測量が選択できるものとし、ICT活用とする。

② 3次元設計データ作成

上記①で計測した測量データと、発注者が貸与する発注図データを用いて、3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。

③ ICT建設機械による施工

上記②で作成した3次元設計データを用い、別表2の③-2、③-4に示す建設機械を作業に応じて選択し施工を実施する。

④ 3次元出来形管理等の施工管理

上記③による工事の施工管理において、別表2の④-8、④-11、④-12に示す方法により出来形管理を実施する。

⑤ 3次元データの納品

上記④による3次元施工管理データを、工事完成図書として電子納品する。

11 ICT構造物工（橋台・橋脚）

（1）概要

ICT構造物工（橋台・橋脚）とは、別表1のとおり第3条の①，②，④，⑤の段階でICT施工技術を活用する工事である。

（2）施工プロセスの具体的な内容

ICT施工技術の具体的な内容については、別表2によるものとする。また、準用する基準等は、別表3による。

① 3次元起工測量

起工測量において、3次元測量データを取得するため、別表2の①-1～①-7，①-9から選択（複数以上可）して測量を行うものとする。

起工測量にあたっては、施工現場の環境条件により、面的な計測のほか、管理断面及び変化点の計測による測量を選択しても、ICT活用とする。

② 3次元設計データ作成

上記①で計測した測量データ等と、発注者が貸与する発注図データを用いて、3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。

ICT構造物工の施工管理においては、3次元設計データ（TIN）形式での作成は必須としない。

③ ICT建設機械による施工

ICT構造物工（橋台・橋脚）においては該当無し。

④ 3次元出来形管理等の施工管理

ICT構造物工（橋台・橋脚）の施工管理において、下記に示す方法により出来形管理を実施する。

・出来形管理

別表2の④-1～④-3，④-6の技術から選択（複数以上可）して、出来形計測を行うものとする。

なお、計測装置位置と計測対象箇所との離隔・位置関係により上記のICTを用いた計測においては、精度確保が困難となる箇所や繰り返し計測を行うことが必要となる箇所等も想定される。当該箇所においては、施工段階における出来形計測結果が判る写真・画像データ等と併用するなど、他の計測技術による出来形管理を行っても良いものとし、監督職員と協議すること。

・出来形管理基準及び規格値

出来形管理基準および規格値については、現行の基準および規格値を用いる。厚さ管理は本要領の対象外とする。

・出来形管理帳票

現行の出来形管理帳票、出来高整理資料を作成する。また、出来形の3次元計測結果が計測（管理）すべき断面上あるいは測線上にあることを示す適用工種の3次元設計データあるいは平面図を提出することとする。

⑤ 3次元データの納品

上記④による3次元施工管理データを、工事完成図書として電子納品する。

12 ICT 構造物工（橋梁上部）

（1）概要

ICT 構造物工とは、別表 1 のとおり第 3 条の①、②、④、⑤の段階で ICT 施工技術を活用する工事である。

（2）施工プロセスの具体的な内容

ICT 施工技術の具体的な内容については、別表 2 によるものとする。また、準用する基準等は、別表 3 による。

① 3次元起工測量

起工測量において、3次元測量データを取得するため、別表 2 の①-1～①-7、①-9から選択（複数以上可）して測量を行うものとする。

起工測量にあたっては、施工現場の環境条件により、面的な計測のほか、管理断面及び変化点の計測による測量を選択しても、ICT 活用とする。

② 3次元設計データ作成

上記①で計測した測量データ等と、発注者が貸与する発注図データを用いて、3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。

ICT 構造物工の施工管理においては、3次元設計データ（T I N）形式での作成は必須としない。

③ ICT 建設機械による施工

ICT 構造物工（橋梁上部）においては該当無し。

④ 3次元出来形管理等の施工管理

ICT 構造物工（橋梁上部）の施工管理において、下記に示す方法により出来形管理を実施する。

・出来形管理

別表 2 の④-1～④-3、④-6の技術から選択（複数以上可）して、出来形計測を行うものとする。

なお、計測装置位置と計測対象箇所との離隔・位置関係により上記の ICT を用いた計測においては、精度確保が困難となる箇所や繰り返し計測を行うことが必要となる箇所等も想定される。当該箇所においては、施工段階における出来形計測結果が判る写真・画像データ等と併用するなど、他の計測技術による出来形管理を行っても良いものとし、監督職員と協議すること。

・出来形管理基準及び規格値

出来形管理基準および規格値については、現行の基準および規格値を用いる。厚さ管理は本要領の対象外とする。

・出来形管理帳票

現行の出来形管理帳票、出来高整理資料を作成する。また、出来形の 3次元計測結果が計測（管理）すべき断面上あるいは測線上にあることを示す適用工種の 3次元設計データあるいは平面図を提出することとする。

⑤ 3次元データの納品

上記④による 3次元施工管理データを、工事完成図書として電子納品する。

13 ICT基礎工

(1) 概要

ICT基礎工とは、別表1のとおり第3条の①、②、④、⑤の段階でICT施工技術を活用する工事である。

(2) 施工プロセスの具体的な内容

ICT施工技術の具体的な内容については、別表2によるものとする。また、準用する基準等は、別表3による。

① 3次元起工測量

起工測量において、3次元測量データを取得するため、別表2の①-1～①-7、①-9から選択（複数以上可）して測量を行うものとする。

起工測量にあたっては、施工現場の環境条件により、面的な計測のほか、管理断面及び変化点の計測による測量を選択しても、ICT活用とする。

また、基礎工の関連施工としてICT土工が行われる場合、その起工測量データ及び施工用データを活用することができるものとし、ICT活用とする。

② 3次元設計データ作成

上記①で計測した測量データ等と、発注者が貸与する発注図データを用いて、3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。

3次元設計データ作成はICT土工と合わせて行うが、ICT基礎工の施工管理においては、3次元設計データ（TIN）形式での作成は必須としない。

③ ICT建設機械による施工

ICT基礎工においては該当無し。

④ 3次元出来形管理等の施工管理

ICT基礎工の施工管理において、下記に示す方法により出来形管理を実施する。

・出来形管理

別表2の④-1～④-7、④-12の技術から選択（複数以上可）して、出来形観測を行うものとする。

なお、計測装置位置と計測対象箇所との離隔・位置関係により上記のICTを用いた計測においては、精度確保が困難となる箇所や繰り返し計測を行うことが必要となる箇所等も想定される。当該箇所においては、施工段階における出来形計測結果が判る写真・画像データ等と併用するなど、他の計測技術による出来形管理を行っても良いものとし、監督職員と協議すること。

・出来形管理基準及び規格値

出来形管理基準および規格値については、現行の基準および規格値を用いる。厚さ管理は本要領の対象外とする。出来形の算出は、上記の計測技術を用い「3次元計測技術を用いた出来形計測要領」による。

・出来形管理帳票

現行の出来形管理帳票、出来高整理資料を作成する。また、出来形の3次元計測結果が計測（管理）すべき断面上あるいは測線上にあることを示す適用工種の3次元設計データあるいは平面図を提出することとする。

⑤ 3次元データの納品

上記④による3次元施工管理データを、工事完成図書として電子納品する。

14 ICT擁壁工

(1) 概要

ICT擁壁工とは、別表1のとおり第3条の①、②、④、⑤の段階でICT施工技術を活用する工事である。

(2) 施工プロセスの具体的な内容

ICT施工技術の具体的な内容については、別表2によるものとする。また、準用する基準等は、別表3による。

① 3次元起工測量

起工測量において、3次元測量データを取得するため、別表2の①-1～①-7、①-9から選択（複数以上可）して測量を行うものとする。

起工測量にあたっては、施工現場の環境条件により、面的な計測のほか、管理断面及び変化点の計測による測量を選択しても、ICT活用とする。

また、擁壁工の関連施工としてICT土工が行われる場合、その起工測量データ及び施工用データを活用することができるものとし、ICT活用とする。

② 3次元設計データ作成

上記①で計測した測量データ等と、発注者が貸与する発注図データを用いて、3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。

3次元設計データ作成はICT土工と合わせて行うが、ICT擁壁工の施工管理においては、3次元設計データ（TIN）形式での作成は必須としない。

③ ICT建設機械による施工

ICT擁壁工においては該当無し。

④ 3次元出来形管理等の施工管理

ICT擁壁工の施工管理において、下記に示す方法により出来形管理を実施する。

・出来形管理

別表2の④-1～④-7、④-12の技術から選択（複数以上可）して、出来形計測を行うものとする。

なお、計測装置位置と計測対象箇所との離隔・位置関係により上記のICTを用いた計測においては、精度確保が困難となる箇所や繰り返し計測を行うことが必要となる箇所等も想定される。当該箇所においては、施工段階における出来形計測結果が判る写真・画像データ等と併用するなど、他の計測技術による出来形管理を行っても良いものとし、監督職員と協議すること。

・出来形管理基準及び規格値

出来形管理基準および規格値については、現行の基準および規格値を用いる。厚さ管理は本要領の対象外とする。出来形の算出は、上記の計測技術を用い「3次元計測技術を用いた出来形計測要領」による。

・出来形管理帳票

現行の出来形管理帳票、出来高整理資料を作成する。また、出来形の3次元計測結果が計測（管理）すべき断面上あるいは測線上にあることを示す適用工種の3次元設計データあるいは平面図を提出することとする。

⑤ 3次元データの納品

上記④による3次元施工管理データを、工事完成図書として電子納品する。

(ICT活用工事の実施手続)

第7条 受注者は、発注者指定型においては発注者が設定した工事、受注者希望型においてはICT活用工事の希望がある場合、発注者へ工事打合簿でICT活用工事の計画書(別添1)及び内容等が確認できる資料を提出し、協議が整った場合にICT活用工事として実施することができる。

(工事費の積算)

第8条 工事の積算については以下のとおりとする。

(1) 発注者指定型における積算方法

発注者は、「鹿児島県土木工事標準積算基準書」(ICT施工)及び「ICT活用工事積算要領」に基づく積算を行い発注するものとし、現場でのICT施工の実績により、積算要領等に基づき設計変更する。

なお、ICT活用工事を実施しなかった場合は減額変更するものとする。

(2) 受注者希望型における積算方法

発注者は、「鹿児島県土木工事標準積算基準書」(従来施工)に基づく積算を行い発注するが、契約後の協議によりICT活用工事の施工を指示した場合は、「鹿児島県土木工事標準積算基準書」(ICT施工)及び「ICT活用工事積算要領」に基づき設計変更する。

(ICT活用工事に適用する要領、基準類)

第9条 ICT活用工事を実施した場合の施工に伴い必要となる調査・測量・施工・検査については別表3の基準等に基づき実施する。

なお、運用以降に要領・基準類の改訂及び新たに基準類が定められた場合は、監督職員と協議の上、最新の基準類に基づき実施するものとする。

また第4条の適用工種と基準等の関係は別表1～3のとおりである。

(工事成績評定)

第10条 工事成績評定については以下のとおりとする。

(1) 発注者指定型

受注者の責によりICT活用工事(第3条の①から⑤の全て)が実施されない場合は工事成績評定において減点するものとする。

ただし、受注者の責によらず真にやむを得ずICTを活用することが出来ないと判断された場合を除く。

(2) 受注者希望型

ICT活用工事を実施した場合、創意工夫における【施工】「情報化施工技術を活用した工事」において加点するものとする。

なお、ICT活用工事を途中で中止した工事については、加点対象とせず、減点を行わない。

(施工管理・監督・検査)

第11条 ICT活用工事を実施するに当たっては、国土交通省から発出されている施工管理要領、監督検査要領(別表3)に則り、監督・検査を実施するものとし、監督職員及び検査職員は、受注者に従来手法との二重管理を求めないものとする。

また、監督・検査に係る機器（3次元データを閲覧可能なパソコン等）は受注者が準備するものとする。

（実施証明）

第12条 ICT活用工事を実施した場合、発注者は「ICT活用証明書」（別添3）を発行するものとする。

（現場見学会等の実施）

第13条 ICT活用工事の推進を目的として、官民等を対象とした見学会等を適宜実施するものとする。

（ICT活用工事の活用実績の報告）

第14条 発注者は、活用実績報告書（提出様式は別途指示）を工事完成後概ね2週間を目処にとりまとめ、技術管理室に報告するものとする。

（その他）

第15条 本要領に定めのない事項については受発注者間で協議して定めるものとする。

附則

この要領は、平成28年12月26日から施行する。

この要領は、平成30年2月1日から施行する。

この要領は、平成30年12月26日から施行する。

この要領は、令和元年9月27日から施行する。

この要領は、令和2年9月29日から施行する。

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

この要領は、令和4年10月1日から施行する。

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

【別添資料一覧】

別添1 ICT活用工事計画書

別添2 見積依頼書

別添3 ICT活用証明書

別添4 ICT活用工事の実施フロー

別表1 各工種の施工プロセスにおけるICT活用

段階	工種区分													
	土工	作業土工(床掘)	土工(100㎡未満)	小規模土工	法面工	舗装工	舗装(修繕)工	付帯構造物設置工	地盤改良工	河川浚渫工	構造物工(橋台・橋脚)	構造物工(橋梁上部)	基礎工	擁壁工
① 3次元起工測量	○	○	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
② 3次元設計データ作成	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
③ ICT建設機械による施工	○	○	○	○		○	▲		○	○				
④ 3次元出来形管理等の施工管理	○		○		○	○	▲	○	○	○	○	○	○	○
⑤ 3次元データの納品	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※△：従来手法による起工測量を原則とする

▲：ICT施工技術又は従来手法を選択できる。

別表2 ICT施工技術の具体的内容

段階	技術番号	技術名・機種名	工種区分													
			土工	作業土工(床掘)	土工(1000m ³ 未満)	小規模土工	法面工	舗装工	舗装(修繕)工	付帯構造物設置工	地盤改良工	河川浚渫工	構造物工(橋脚・橋台)	構造物工(橋梁上部)	基礎工	擁壁工
① 3次元起工測量	①-1	空中写真測量(無人航空機)	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○
	①-2	地上型レーザースキャナー	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○
	①-3	TS等光波方式	○	○	○	○	○	○		○	○		○	○	○	○
	①-4	TS(ノンプリズム方式)	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○
	①-5	RTK-GNSS	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○
	①-6	無人航空機搭載型レーザースキャナー	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○
	①-7	地上移動体搭載型レーザースキャナー	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○
	①-8	音響測深機器										○				
	①-9	その他の3次元計測技術	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○(※)	○	○	○
② 3次元設計データ作成		3次元出来形管理のための3次元設計データ作成	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
③ ICT建設機械による 施工	③-1	3次元マシンコントロール(ブルドーザ)	○					-			-		-	-	-	-
	③-2	3次元マシンコントロール(バックホウ)	○	○				-			-	○	○	-	-	-
	③-3	3次元マシンガイダンス(ブルドーザ)	○					-			-			-	-	-
	③-4	3次元マシンガイダンス(バックホウ)	○	○	○	○		-			-	○	○	-	-	-
	③-5	3次元マシンコントロール(モータグレーダ)						-	○		-			-	-	-
	③-6	3次元位置を用いた施工管理システム搭載の路面切削機						-		○	-			-	-	-
	③-7	3次元マシンガイダンス(地盤改良機)						-			-	○		-	-	-

段階	技術 番号	技術名・機種名	工種区分													
			土工	作業土工(床掘)	土工(1000≒3未満)	小規模土工	法面工	舗装工	舗装(修繕)工	付帯構造物設置工	地盤改良工	河川浚渫工	構造物工(橋脚・橋台)	構造物工(橋梁上部)	基礎工	擁壁工
④ 3次元出来形管理等の 施工管理 (出来形管理)	④-1	空中写真測量(無人航空機)	○	-	○	-	○			○			○	○	○	○
	④-2	地上型レーザースキャナー	○	-	○	-	○	○		○			○	○	○	○
	④-3	TS等光波方式	○	-	○	-	○	○		○			○	○	○	○
	④-4	TS(ノンプリズム方式)	○	-	○	-	○	○		○					○	○
	④-5	RTK-GNSS	○	-	○	-	○								○	○
	④-6	無人航空機搭載型レーザースキャナー	○	-	○	-	○			○			○	○	○	○
	④-7	地上移動体搭載型レーザースキャナー	○	-	○	-	○	○		○					○	○
	④-8	施工履歴データ	○	-	○	-	○		○		○	○				
	④-9	モバイル端末		-	○	-										
	④-10	地上写真測量	○	-	○	-	○									
	④-11	音響測深機器		-		-						○				
	④-12	その他の3次元計測技術	○	-	○	-	○	○		○		○			○	○
(品質管理)	④-13	TS・GNSSを用いた締固め回数管理	○	-		-										

(※) 従来の管理断面においてTSを用いて測定し、計測点同士をTINで結合する方法で断面間を3次的に補完することを含む

別表3 準用する基準等

番号	名称	発行所名	工種区分													
			土工	作業土工(床掘)	土工(100mm未満)	小規模土工	法面工	舗装工	舗装(修繕)工	付帯構造物設置工	地盤改良工	河川浚渫工	構造物工(橋脚・橋台)	構造物工(橋梁上部)	基礎工	擁壁工
1.	UAVを用いた公共測量マニュアル(案)	国土地理院	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○
2.	地上レーザースキャナーを用いた公共測量マニュアル(案)	国土地理院	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○
3.	作業規程の準則	国土地理院	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○		○	○
4.	公共測量におけるUAVの使用に関する安全基準	国土地理院	○	○	○	○	○			○	○		○		○	○
5.	無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領	国土交通省	○	○	○	○	○			○	○		○		○	○
6.	ICTの全面的な活用の推進に関する実施方針	国土交通省	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○
7.	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)	国土交通省	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○
8.	空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)	国土交通省	○		○	○	○			○	○		○		○	○
9.	地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)	国土交通省	○		○	○	○			○	○		○		○	○
10.	地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)	国土交通省	○		○	○	○			○	○		○		○	○
11.	無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)	国土交通省	○		○	○	○			○	○		○		○	○
12.	TS(ノブ)を用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)	国土交通省	○		○	○	○			○	○		○		○	○
13.	施工履歴データを用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)	国土交通省	○		○	○	○			○	○		○		○	○
14.	TS等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)	国土交通省	○		○	○	○			○	○		○		○	○
15.	RTK-GNSSを用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)	国土交通省	○		○	○	○			○	○		○		○	○
16.	地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領(舗装工事編)(案)	国土交通省							○	○						
17.	地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領(舗装工事編)(案)	国土交通省							○	○						

番号	名称	発行所名	工種区分														
			土工	作業土工(床掘)	土工(1000m3未満)	小規模土工	法面工	舗装工	舗装(修繕)工	付帯構造物設置工	地盤改良工	河川浚渫工	構造物工(橋脚・橋台)	構造物工(橋梁上部)	基礎工	擁壁工	
18.	TS(ノンプリ)を用いた出来高管理の監督・検査要領(舗装工事編)(案)	国土交通省							○	○							
19.	TS等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領(舗装工事編)(案)	国土交通省	○		○	○			○		○						
20.	施工履歴データを用いた出来形管理の監督・検査要領(路面切削工編)(案)	国土交通省								○							
21.	音響測深機器を用いた出来形管理の監督・検査要領(河川浚渫工事編)(案)	国土交通省	○		○	○							○				
22.	施工履歴データを用いた出来形管理の監督・検査要領(河川浚渫編)(案)	国土交通省	○		○	○							○				
23.	TS等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領(護岸工編)(案)	国土交通省	○		○	○					○						
24.	施工履歴データを用いた出来形管理の監督・検査要領(表層安定処理・中層地盤改良工事編)(案)	国土交通省	○		○	○						○				○	
25.	施工履歴データを用いた出来形管理の監督・検査要領(固結工(スラリー攪拌工)編)(案)	国土交通省	○		○	○						○				○	
26.	3次元計測技術を用いた出来形管理の監督・検査要領(案)	国土交通省	○		○	○	○				○		○	○			○
27.	地上写真測量を用いた出来高管理の監督・検査要領(土工編)(案)	高度交通省	○		○	○											
28.	TS等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領(路面切削工編)(案)	国土交通省															
29.	3次元計測技術を用いた出来形管理の監督・検査要領(構造物工(橋脚・橋台)編)(案)	国土交通省											○				
30.	3次元計測技術を用いた出来形管理の監督・検査要領(構造物工(橋梁上部工)編)	国土交通省												○			
31.	3次元計測技術を用いた出来形管理の監督・検査要領(土工(1000m3未満)・床掘工・小規模土工・法面整形工編)(案)	国土交通省		○	○	○											
32.	TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理の監督・検査要領	国土交通省	○		○	○											
33.	TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領	国土交通省	○		○	○											
34.	施工履歴データによる土工の出来高算出要領(案)	国土交通省															

番号	名称	発行所名	工種区分														
			土工	作業土工(床掘)	土工(100m ³ 未満)	小規模土工	法面工	舗装工	舗装(修繕)工	付帯構造物設置工	地盤改良工	河川浚渫工	構造物工(橋脚・橋台)	構造物工(橋梁上部)	基礎工	擁壁工	
35.	ステレオ写真測量(地上移動体)を用いた土工の出来高算出要領(案)	国土交通省															
36.	地上写真測量(動画撮影型)を用いた土工の出来高算出要領(案)	国独通称															
37.	I C T建設機械 精度確認要領(案)	国土交通省															

工事名：〇〇〇〇工事

ICT活用工事計画書【ICT〇〇工】

施工プロセスの段階		作業内容	採用する技術番号	採用する技術名・機種名
<input type="checkbox"/>	① 3次元起工測量	/		
		※複数以上の技術を組み合わせて採用しても良い。		
<input type="checkbox"/>	② 3次元設計データ作成	/		
※3次元出来形管理に用いる3次元設計データの作成であり、ICT建設機械にのみ用いる3次元設計データは含まない。				
<input type="checkbox"/>	③ ICT建設機械による施工 (ICT法面工, ICT付帯構造物設置工, ICT構造物工(橋台・橋脚) ICT構造物工(橋梁上部), ICT基礎工, ICT擁壁工は対象外)	<input type="checkbox"/> 掘削工		
		<input type="checkbox"/> 盛土工		
		<input type="checkbox"/> 路体盛土工		
		<input type="checkbox"/> 路床盛土工		
		<input type="checkbox"/> 法面整形工		
		<input type="checkbox"/> 路盤工		
		<input type="checkbox"/> 路面切削工		
		<input type="checkbox"/> 浚渫工		
		<input type="checkbox"/> 地盤改良工		
		※当該工事に含まれる上記作業工種のいずれかでICT建設機械を活用すれば良い。		
<input type="checkbox"/>	④ 3次元出来形管理等の施工管理	出来形		
		<input type="checkbox"/> 品質(土工のみ)		
		※複数以上の技術を組み合わせて採用しても良い。		
<input type="checkbox"/>	⑤ 3次元データの納品	/		

注1) ICT活用工事の詳細については、ICT活用工事試行要領及び特記仕様書によるものとする。

注2) 実施する「施工プロセス」及び「作業内容」について「□」を「■」と記入する。

注3) 「採用する技術番号」「採用する技術名・機種名」はICT活用工事試行要領の「別表2 ICT施工技術の具体的内容」より記入する。(記載例:「①-1」「空中写真測量(無人航空機)」)

注4) ①、④において、「その他の3次元計測技術」を選択した場合は、その技術名称を括弧書きで記載すること。(記載例:「その他の3次元計測技術(〇〇を用いた計測法)」)

工事打合せ簿

発議者	<input type="checkbox"/> 発注者 <input checked="" type="checkbox"/> 受注者	発議年月日	令和▲年▲月▲日
発議事項	<input type="checkbox"/> 指示 <input checked="" type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 提出		
工事名	▲▲▲▲▲▲▲▲工事(R4-4工区)		
<div style="border: 2px solid red; padding: 5px; display: inline-block;"> 発注者指定型の記載例 </div>			
ICT活用工事の施工内容について 本工事の施工において、別添「ICT活用工事計画書」とおりICT活用施工を実施します。 また、ICT活用施工の概要・範囲図について別添資料のとおり協議します。			
添付図	▲ 葉、その他添付図書		
処理	上記について <input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 受理 します。 <input type="checkbox"/> 変更契約の対象となるので、別途変更指示書にて通知します。 <input checked="" type="checkbox"/> 緊急を要するものため、工事打合せ簿により指示します。 併せて、変更契約の対象となるので、別途変更指示書にて通知します。	年月日： 令和▲年▲月▲日	
回答	<input type="checkbox"/> その他	年月日：	

課長	係長	総括監督員	監督員	現場代理人	主任(監理)技術者

工事打合せ簿

発議者	<input type="checkbox"/> 発注者 <input checked="" type="checkbox"/> 受注者	発議年月日	令和▲年▲月▲日
発議事項	<input type="checkbox"/> 指示 <input checked="" type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 提出		
工事名	▲▲▲▲▲▲▲▲工事(R4-4工区)		
<div style="border: 2px solid red; padding: 5px; display: inline-block;"> 受注者希望型の記載例 </div>			
ICT活用工事の希望について 特記仕様書「第○条」に基づき、ICT活用施工を希望しますので、別添「ICT活用工事計画書」及び「ICT活用施工の概要・範囲図」とおり協議します。			
添付図	▲ 葉、その他添付図書		
処理	上記について <input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 受理 します。 <input type="checkbox"/> 変更契約の対象となるので、別途変更指示書にて通知します。 <input checked="" type="checkbox"/> 緊急を要するものため、工事打合せ簿により指示します。 併せて、変更契約の対象となるので、別途変更指示書にて通知します。	年月日： 令和▲年▲月▲日	
回答	<input type="checkbox"/> その他	年月日：	

課長	係長	総括監督員	監督員	現場代理人	主任(監理)技術者

見積依頼

報告希望日：令和6年2月22日

調査条件：特になし

工事名：●●●●●工事

会社名	
役職/氏名	
TEL	

番号	資材名	規格 (形状寸法・品質規格)	単位	使用 (予定) 数量	市況 ゾーン	特記事項	図面 番号
1	3次元起工測量費	ICT活用施工規模〇〇m2 (諸経費を含む)	式	1	鹿児島	詳細は見積条件のとおり	—
	1. 作業計画						
	2. 標定点及び検証点の設置・計測						
	3. 対空標識の設置						
	4. 標定点の設置・計測						
	5. 細部測量						
	6. 3次元形状復元						
	7. 数値編集						
	8. 3次元点群データの作成						
	9. 起工測量計測データの作成						
	10. 精度確認						
	11. 現場準備・後片付け						
	12. 諸経費						
2	3次元設計データ作成費	ICT活用施工規模〇〇m2 (諸経費を含む)	式	1	鹿児島	詳細は見積条件のとおり	—
	1. 3次元設計データ作成費						
	2. 諸経費						
3	3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等	ICT活用施工規模〇〇m2 (諸経費を含む)	式	1	鹿児島	詳細は見積条件のとおり	—
	1. 3次元出来形管理	例) UAV写真測量					
	2. 3次元データ納品						
	3. 外注経費						

見積条件

工事名： ●●●●●工事

- ※ 3次元起工測量の内容及び見積条件は下記を想定しています。
- ※ 3次元起工測量費の見積依頼では1式としていますが、下記項目毎の細別金額も報告をお願いします。
- ※ 下記に記載している作業がない場合は、0（ゼロ）と記載して報告をお願いします。
- ※ 周辺地権者交渉および関係機関協議にかかる費用は、間接費に含まれる。
- ※ 見積書は、一般管理費等、諸経費込みの価格を明示をお願いします。

1. 作業計画

UAVの撮影計画においては所定のラップ率、地上画素寸法が確保できる飛行経路および飛行高度を算出するソフトウェアを用いて揚重能力とバッテリー容量に留意の上、撮影計画を立案する。LS計測においても設置位置の選定を含めた計測計画の立案に係る作業。

2. 標定点及び検証点の設置・計測

空中写真測量（UAV）による計測結果を3次元座標へ変換するための標定点と精度確認用の検証点を設置する。標定点および検証点は工事基準点、あるいは工事基準点からTSを用いて計測を行う。

3. 対空標識の設置

標定点および検証点の写真座標を測定するため、標定点および検証点に一時標識を設置する。なお、上述の「標定点および検証点の設置・計測」と同時に実施し、新たな作業が発生しなかった場合は計上しない。

4. 標定点の設置・計測

標定点を用いてLSによる計測結果を3次元座標へ変換、あるいは複数回の計測結果を標定点を用いて合成する場合は標定点を設置する。

5. 細部測量

UAVによる測量の場合は航空法に基づく「無人航空機の飛行機に関する許可・承認の審査要領」の許可要件に準じた飛行マニュアルを作成の上、マニュアルに沿って安全に留意した空中写真測量を行う。（空中写真測量の実施）LSによる計測の場合はレーザー出来形管理要領に従い、計測の留意点に配慮して計測を行う。（LS計測の実施）

6. 3次元形状復元

標定点と特徴点の写真座標等を用いて、空中写真の外部標定要素及び地形・地物の3次元形状を復元する。

7. 数値編集

必要に応じて3次元点群から不良な点を除去する作業

8. 3次元点群データの作成

「空中写真出来高管理要領」及び「レーザー出来高管理要領」に従って3次元点群データファイルを作成する。

9. 起工測量計測データの作成

点群データを対象にTINを配置し、起工測量計測データを作成する。

10. 精度確認

点群データ上での検証点の座標とTSを用いて設置した検証点の座標の真値を比較し、許容誤差以内であることを確認する。

11. 現場準備・後片付け

屋外作業をする際の準備・後片付け（ただし、通勤時間は除く）

12. 諸経費

- ※ 3次元設計データ作成費、3次元出来形管理等については、特に条件はない。

令和5年3月20日

株式会社〇〇

代表取締役 〇〇〇〇 殿

〇〇地域振興局

〇〇〇〇

I C T活用証明書

下記工事について、I C Tの実施を証明する。

工 事 名： 道路改良工事(〇〇道路〇-〇工区)

工 期： 令和4年11月12日 ～ 令和5年3月15日

完成年月日： 令和5年3月10日

I C T実施内容(実施した内容に、■を附している)

- 3次元起工測量
- 3次元設計データ作成
(：3次元設計データを発注者が貸与)
- I C T建機による施工(実施工種：〇〇〇工)
- 3次元出来形管理等の施工管理(実施工種：〇〇〇工)
- 3次元データの納品(実施工種：〇〇〇工)

● ICT活用工事の実施フロー

